

議案第 6 9 号

大口町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部
改正について

大口町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、電子申請等の手続きにおいて、手数料等の電子的納付を
実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部 を改正する条例

大口町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大口町条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「行政手続等における情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の情報並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「町の機関は、申請等で当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもののうち規則等（執行機関の規則及び議会の規程をいう。以下同じ。）で定める」を「申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に、「規則等で定める」を「規則で定める」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に改め、「申請等を書面により行うものとして規定した」を削り、「条例等の規定に定める書面等」を「他の条例等の規定に規定する方法」に、「当該申請等」を「当該条例等その他の当該申請等」に改め、同条第3項中「第1項の規定」を「第1項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は」を「申請等のうち」に、「規定により署名等をするものとして規定しているもの」を「規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子

情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「氏名又は名称」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

第4条第1項中「町の機関は、処分通知等」を「処分通知等」に、「規定により書面等により行うこととしているもののうち規則等で定める」を「規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に改め、「（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。））」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「当該処分通知等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定

に定める書面等」を「当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法」に、「当該処分通知等」を「当該条例その他の当該処分通知等」に改め、同条第3項中「第1項の規定」を「第1項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により署名等をするもの」として「規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「町の機関は、縦覧等で」を「縦覧等のうち」に、「規定により」を「規定において」に改め、「のうち規則等で定めるもの」を削り、「規則等で定めるところ」を「規則で定めるところ」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に定める」を「当該縦覧等に関する他の条例等の規定により」に、「当該縦覧等」を「当該条例等その他の当該縦覧等」に改める。

第6条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第1項中「町の機関は、作成等で」を「作成等のうち」に、「規定により書面等で行うもの」として「規定において書面等により行うことが規定されている」に、「規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を」を「規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記

録により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を
書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に定める」を「に
関する他の条例等の規定により」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、
町の機関は、」を「作成等のうち」に、「規定により署名等をするものとして
ものについては、当該条例等の規定にかかわらず」を「規定において署名等をする
ことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等
については」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第10条とする。

第7条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術
を活用した行政の推進」に改め、同条中「、毎年度」を削り、「使用して行わせ、又
は行うことができる」を「使用する方法により行うことができる当該町の機関に係
る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、
「公表する」を「インターネットの利用その他の方法により公表する」に改め、同
条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認す
る必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付
ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用
する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないも
のとして規則で定めるもの。
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組
織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定
されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項
の規定に基づき行うことが規定されているものを除く）

(添付書類等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定め
る書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際

し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大口町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大口町<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35条）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）</u>を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、<u>手続等に係る関係者の利便性の情報並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）</u>を使用して行わせることができる。</p>	<p style="text-align: center;">大口町<u>行政手続等における情報通信の技術の利用</u>に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>条例等の規定に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 <u>町の機関は、申請等で当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもののうち規則等（執行機関の規則及び議会の規程をいう。以下同じ。）</u>で定めるものについては、<u>当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）</u>を使用して行わせることができる。</p>

新	旧
<p>2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等を適用する。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定により行われた申請等は、当該申請等を書面により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に定める書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等を適用する。</u></p>
<p>3 <u>第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到着したものとみなす。</u></p>	<p>3 <u>第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到着したものとみなす。</u></p>
<p>4 <u>申請等のうち、当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をする事が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うにより行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p>	<p>4 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p>
<p>5 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u></p>	
<p>6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法</u></p>	

新	旧
<p><u>により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p>
<p>第4条 <u>処分通知等で当該処分通知等に関する条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、<u>当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>	<p>第4条 <u>町の機関は、処分通知等で当該処分通知等に関する条例等の規定により書面等により行うこととしているもののうち規則等で定めるもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（<u>町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>）を使用して行うことができる。</p>
<p>2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に定める書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>
<p>3 <u>第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到着したものとみなす。</u></p>	<p>3 <u>第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到着したものとみなす。</u></p>
<p>4 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をする</u>ことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、<u>当該署名等については、当該条例等の規定に</u></p>	<p>4 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等</u>をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で</p>

新	旧
<p>かかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p>	<p>定めるものをもって<u>当該署名等に代えることができる。</u></p>
<p>5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p>（電磁的記録による縦覧等）</p>	<p>（電磁的記録による縦覧等）</p>
<p>第5条 <u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</u></p>	<p>第5条 <u>町の機関は、縦覧等で当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）のうち規則等で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</u></p>
<p>2 <u>前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>（電磁的記録による作成等）</p>	<p>2 <u>前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に定める書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>（電磁的記録による作成）</p>
<p>第6条 <u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこと</u></p>	<p>第6条 <u>町の機関は、作成等で当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行</u></p>

新	旧
<p><u>が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p>	<p><u>うこととしているもののうち規則等で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</u></p>
<p>2 <u>前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に定める書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>
<p>3 <u>作成等のうち当該作成等に関する条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u> <u>(適用除外)</u></p>	<p>3 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u></p>
<p><u>第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</u></p>	
<p><u>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの。</u></p>	
<p><u>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く）</u> <u>(添付書類等の省略)</u></p>	

新	旧
<p>第8条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p> <p>(<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表</u>)</p>	<p>(<u>手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表</u>)</p>
<p>第9条 <u>町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該町の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>第7条 <u>町長は、毎年度、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第8条 略</p>

改正要旨

1 改正理由

マイナンバーカードを利用してオンラインで自身の情報確認等ができるマイナポータルにおいて、行政手続きを行うびったりサービスに手数料の決済機能が追加されることに伴い、決済を伴う電子申請手続きを可能とするため、所要の改正を行うものです。

また、令和元年12月の法改正により、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）となり、多岐にわたり改正されました。当時、この条例への直接の影響はないものと判断し、この条例の改正は行いませんでした。令和5年6月16日、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布、同日施行されたことにより、情報通信技術活用法が改正され、町に対して情報通信技術を効果的に活用できるよう、必要な施策を講ずる旨の努力義務が課せられました。これらを鑑み、今回の改正に併せて所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 手数料の電子決済に係る規定（第3条関係）

手数料の電子決済ができる旨の規定を第5項として、その例外規定を第6項として追加します。

(2) 情報通信技術活用法の規定に合わせる改正

(1)以外の改正は、情報通信技術活用法の規定に合わせて改正します。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。